

法令

1 環境基本法（平成5年制定）

地球環境という空間的広がり、将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持つ今日の環境問題に対処するため、従来の公害対策基本法や自然環境保全法に基づく法的枠組みにかえて、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めていく新たな法的枠組みとして、平成5年11月、環境基本法が制定されました。

（1）定義（第2条）

「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（2）基本理念（第3条～第5条）

環境の恵沢の享受と継承等

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

国際的協調による地球環境保全の積極的推進

（3）環境の保全に関する責務（第6条～第9条）

国の責務 環境の保全に関する基本的・総合的な施策の策定・実施

地方公共団体の責務 国の施策に準じた施策や地域の自然的社会的条件に応じたその他の施策の策定・実施

ア 事業者の責務 事業活動に伴って生ずる公害の防止、自然環境の適正な保全のために必要な措置を講ずること。

イ 物の製造等に当たり、製品等が廃棄物となった場合に適正に処理されるようにするための措置を講ずること等

国民の責務 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること、その他広く環境の保全に自ら努めること。

（4）環境の日（第10条）

6月5日（国連決議による世界環境デー）を「環境の日」とする。

（5）環境基本計画の策定（第15条）

（6）環境基準（第16条）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を定めるものとする。

（7）環境アセスメント（第20条）

環境影響評価は環境の保全上の支障を未然に防止する上で極めて重要であり、環境影響評価を法的に位置づけるため、国は環境影響評価を推進するため「必要な措置を講ずる」と規定している。

（8）経済的措置（第22条）

経済的措置は、環境への負荷の低減のための行動を誘導するための経済的な動機づけを与えるものである。

（9）環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進（第23条）

（10）環境保全活動の推進（第24条～第27条）

環境負荷の少ない製品等の利用促進

環境教育・環境学習

民間の自主的な環境保全活動の促進

情報の提供

(11) 地球環境保全等に関する国際協力の推進 (第32条～第35条)

(12) 環境審議会 (第41条～第43条)

中央環境審議会

都道府県環境審議会

市町村環境審議会

2 大気汚染防止法 (昭和43年制定)

工場および事業場から発生するばい煙等の排出を規制しています。

3 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車NOx法) (平成4年制定)

首都圏および大阪、兵庫圏の特定地域における自動車から排出される窒素酸化物について、総量削減計画の策定、車種規制、自動車使用の合理化指導等を行うことにより、その削減を図るものです。

4 水質汚濁防止法 (昭和45年制定)

工場および事業場 (下水処理場を含む。) から公共水域に排出される水の排出を規制しています。なお、公共下水道に排出する下水については、この法律の規制を受けず、下水道法の規制を受けます。

5 騒音規制法 (昭和43年制定)

工場および事業場の事業活動、建設工事に伴って発生する騒音を規制しています。あわせて、自動車騒音に係る許容限度を定めています。

6 振動規制法 (昭和51年制定)

工場および事業場の事業活動、建設工事に伴って発生する振動を規制しています。あわせて、道路交通振動に係る要請の措置を定めています。

7 悪臭防止法 (昭和46年制定)

工場および事業場の事業活動、建設工事に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。

8 公害紛争処理法 (昭和45年制定)

公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁、裁定の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図っています。

9 公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和48年制定)

事業活動等によって生ずる大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害に係る損害を補償することなどにより、健康被害者の迅速かつ公正な保護等を図ることとしています。しかし昭和62年に新規の患者認定を行わないこととなり、以前からの認定患者のみ引き続き所定の補償給付が行われています。練馬区は指定地域外となっています。

10 自然環境保全法 (昭和47年制定)

自然環境保全の基本理念などを定めるとともに、特に自然環境を保全する必要のある地域を指定することなどにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進することとしています。

11 自然公園法 (昭和32年制定)

すぐれた自然の風景地を保護するため、国立公園等の指定を行うとともに、その利用の増進を図ることとしています。

12 環境影響評価法（平成 9 年制定）

環境に及ぼす大規模な事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上、より望ましいものとしていくものとしていく仕組みを定めたものです。

13 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 （PRTR 法）（平成 11 年 7 月制定）

（Pollutant Release and Transfer Register：環境汚染物質排出移動登録）

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

14 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月制定）

ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るため、必要な基準、規制等を定めています。

15 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 （平成 15 年 7 月制定）

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

16 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月制定）

わが国における地球温暖化対策の推進を図るため、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するためのさまざまな仕組みや取り組みを定める法律です。

17 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 （平成 13 年 6 月制定）

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を定める法律です。

18 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月制定）

循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定された法律です。特に、事業者・国民の「排出者責任」明確化や生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立しています。また、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。

19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月制定）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うための措置を定める法律です。

20 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月制定）

事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すための法律です。

21 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月制定） 「容器包装リサイクル法」

ライフスタイルの多様化や消費意識の変化等に伴い、一般廃棄物の排出量は増大し、最終処分場の残余年数も逼迫する中、家庭ごみに占める割合が高い容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め廃棄物の減量を目的としています。区市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理の責任を担うという従来の考え方を改め、消費者は分別排出、区市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担の下でリサイクルを推進しようとしています。

22 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月制定）「家電リサイクル法」

家庭や事業所から排出された使用済み家電製品の部品や材料をリサイクルして、ごみの減量と資源の有効活用を進めるための法律です。

23 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月制定）「グリーン購入法」

国、独立行政法人等および地方公共団体による環境物品などの調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める法律です。

東京都の条例

1 東京都環境基本条例（平成6年制定）

都市・生活型公害や地球環境問題等の今日の環境問題に対応し、自然との触れ合いや快適性に対する都民のニーズに積極的にこたえていくため、行政・事業者・都民が一体となって環境問題に積極的に取り組んでいくことができるよう、環境保全に関する基本理念、関係者の責務、施策の枠組みを明らかにしています。

（1）前文

都民は、快適な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っていることなどを明らかにしています。

（2）基本理念（第3条）

- ・健康で安全かつ快適な環境の実現と将来の世代への継承
- ・環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築
- ・地球環境の保全の推進

（3）環境施策の範囲の拡大（第4条）

公害の防止や自然環境の保全に加えて、生物多様性の確保、人と自然の触れ合いの確保、資源の循環的利用・エネルギーの有効利用、地球環境の保全、環境への負荷の低減などを施策の対象としています。

（4）事業者・都民の責務（第6条、第7条）

公害の防止及び自然環境の保全に加えて、環境への負荷の低減に努める責務を有することを明らかにしています。特に、事業者に対しては、環境への負荷の低減を図るため、製品に関する環境情報の提供の努力義務を規定しています。

（5）環境行政を総合的・計画的に進めるための仕組みの整備（第9条、第10条）

環境に関する基本計画として、環境基本計画を策定するとともに、環境に影響を及ぼすと認められる施策は、環境基本計画との整合を図ること、また、東京都の環境保全施策について、総合的に調整・推進するために必要な措置を講ずることなど、環境行政を総合的・計画的に進めるための仕組みを整備しています。

（6）多様な手法の活用

環境施策の広がりに対応して、社会経済活動に環境配慮を組み込んでいくため、従来からの規制の措置（第12条）に加えて、環境影響評価（第11条）、誘導的措置（第13条）、環境の保全に関する施設の整備（第14条）などの規定を置き、多様な手法を活用することとしています。

（7）都民参加の充実

環境白書の作成・公表（第8条）のほか、施策に都民の意見を反映させるため、都民代表で構成される現行「公害監視委員会」の機能を拡充し、「環境保全推進委員会」を設置（第26条）することとしています。

また、環境基本計画の策定段階を含めて、施策に都民の意見を反映させるための措置（第9条、第16条）を講ずることを規定しています。

（8）事業者や都民による自発的な取組み

事業者や都民により、事業活動や日常生活の中で環境保全への取組みが促進されるよう、環境学習の推進（第18条）、都民等の自発的な環境保全活動の支援（第19条）などについて規定しています。

（9）地球環境の保全の推進（第24条）

東京都の基本姿勢として、地球環境保全対策や環境の保全に関する国際協力を積極的に推進することを明らかにしています。

(10) その他

環境への負荷の低減を図る観点から、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量の推進を図ること(第15条)を規定しています。

また、情報の提供(第17条)、調査及び研究の実施(第20条)、監視・測定(第21条)、公害に係る紛争の処理及び健康障害の救済(第22条)、国及び他の地方公共団体との協力(第23条)など、環境行政全般に係わる事項についての規定を置いています。

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例〔略称 環境確保条例〕
(平成12年12月全面改正)

東京都は、昭和44年に東京都公害防止条例を制定しました。この条例は、当時問題となっていた公害問題に総合的に対処するための諸施策を総合的・体系的にまとめたもので、公害現象を広く捉えた点や公害防止責任を明確にしたものでした。しかし、今日、自動車からの排出ガスを中心とする深刻な大気汚染や事業活動で使用される化学物質による環境汚染など都民の日常生活や通常の事業活動と密接にかかわりをもつ都市生活型の公害や、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球環境問題も加わり、環境問題の性格が大きく変化しています。

今日的なこれらの環境問題に適切に対応し、あわせて工場、事業所などへの公害規制も充実して、都民の健康と安全な生活環境を確保するため、平成12年12月、東京都公害防止条例を30年ぶりに全面改正して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称 環境確保条例)を制定しました。

第1章 総則

目的(第1条) この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としています。

定義(第2条) 知事の責務(第3条) 事業者の責務(第4条) 都民の責務(第5条)

第2章 環境への負荷の低減の取組(第6条～27条)

第1節 事業活動における環境への負荷の低減

第2節 フルオロカーボンの管理

第3節 建築物に係る環境配慮の措置

第4節 地域冷暖房計画

第3章 自動車公害対策(第28条～67条)

第1節 自動車排出ガス対策

第2節 アイドリング・ストップ

第3節 燃料規制

第4節 自動車の騒音及び振動規制

第4章 工場公害対策等(第68条～第145条)

第1節 工場及び指定作業所の規制

第2節 化学物質の適正管理

第3節 土壌及び地下水の汚染防止

第4節 建設工事に係る規制

第5節 特定行為の制限

第6節 地下水の保全

第5章 緊急時の措置(第146条～第150条)

第1節 大気汚染緊急時の措置

第2節 水質汚濁緊急時の措置

第6章 雑則(第151条～第157条)

第7章 罰則（第158条～第165条）

3 東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和47年制定）

昭和47年の条例制定以来、東京の自然環境及び自然保護行政を取り巻く状況が大きく変化しており、その変化に適切に対応し、「都市と自然が調和した豊かな東京」の実現をめざして、平成12年に約30年ぶりに全面改訂しました。さらに、平成21年に改正され、緑化計画書の緑化基準及び開発許可制度の緑地基準等が強化されました。

4 東京都環境影響評価条例（昭和55年制定）

この条例は、大規模開発事業の実施による環境への影響を未然に防止するため、事業者の責任と負担で環境影響評価と事後調査を行わせることとするものです。

練馬区 の 条 例

練馬区環境基本条例

平成18年 6月29日

条例第58号

私たちは、便利で快適な社会をつくることを目標に、たゆまぬ努力を重ねてきた。しかし、一方で、人々に支えられ維持されてきた自然が失われ、人類の未来にも環境汚染や地球温暖化などの深刻な環境問題を投げ掛けている。わがまち練馬も例外ではない。地域の誇りである豊かなみどりや水、いにしえから続いてきた農のある風景も、次第に失われつつある。

私たちは、このような環境問題を引き起こした原因の多くが、私たち自身の生活や事業活動のあり方にあることを省みる必要がある。そして、地域の問題はもとより、地球規模の問題であっても、生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければならない。

練馬区に住み、働き、学び、集うすべての人々がその生活や事業活動のあり方を環境の観点から見直すとともに、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して、農を活かし、みどり豊かで水に恵まれた美しいまち、安全で健康的な生活環境が保たれたまち、資源を大切にされた環境にやさしい暮らしのまちをつくるために、そしてつぎの世代に引き継ぐために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)における環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を実現するとともに、地球環境および広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、および創出することをいう。

環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

事業者 区の区域内(以下「区内」という。)において事業活動を行う者をいう。

区民 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 区における環境の保全は、すべての区民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、これをつぎの世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 区における環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 区における環境の保全は、すべての事業活動および日常生活において積極的に進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、つぎに掲げる事項について環境の保全を図るための施策を策定し、および実施する責務を有する。

自然の保護および自然と区民とのふれあいの促進に関すること。

良好な景観の保全および形成ならびに歴史的文化的遺産の保護に関すること。

農業および農地の環境の保全に関する機能の増進に関すること。

廃棄物の減量および資源の循環ならびに廃棄物の適正処理に関すること。

ごみの散乱防止等まちの美化の推進に関すること。

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭の防止に関すること。

有害化学物質による汚染の防止に関すること。

地球環境および広域的な環境の保全に関すること。

前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

2 区は、区民または事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援に努めなければならない。

3 区は、区民および事業者（以下「区民等」という。）との連携および協力体制の構築に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境への負荷の低減に資するため、事業活動を通じて得た環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

5 事業者は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（区民の責務）

第6条 区民は、日常生活において、環境への配慮に努めなければならない。

2 区民は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

3 区民は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（その他の者の責務）

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者は、環境への配慮に努め、区の環境の保全に関する施策および区民等が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

（区および区民等の連携等）

第8条 区および区民等は、環境の保全に関する施策または環境の保全に関する取組を推進するために、相互に連携し、または協力するよう努めなければならない。

（環境の保全に関する基本的な計画等）

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

環境の保全に関する目標

環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法

前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画を定めるに当たっては、区民等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 区長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ練馬区環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 区長は、基本計画のほか、必要に応じ、環境の保全に関する施策を推進するための計画（以下「個別の計画」という。）を定めるものとする。

6 区長は、基本計画および個別の計画を定めたときは、これらを公表しなければならない。

7 第3項および第4項の規定は基本計画の変更について、前項の規定は基本計画および個別の計画の変更について準用する。

(施策の策定等における配慮)

第10条 区長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、基本計画との整合を図るものとする。

2 区長は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築または管理に際して、当該施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講じるものとする。

(区民等の参加の機会の確保)

第11条 区長は、環境の保全に関する重要な施策を策定し、または実施するに当たっては、区民等の参加の機会を確保する等必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全のための取組の促進)

第12条 区長は、区民等が環境の保全のための取組に当たって行動方針を定めようとするときは、必要な支援を行うものとする。

(誘導的措置)

第13条 区長は、区民等が、自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する活動の支援)

第14条 区長は、区民等の自発的な環境の保全に関する活動を支援するための仕組みの整備を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 区長は、環境の保全を推進する役割を担う人材の育成を行うとともに、区民等が団体を組織して環境の保全を推進するための取組を行おうとする場合には、組織化に当たっての必要な支援を行うよう努めなければならない。

(環境学習および普及啓発の推進)

第15条 区長は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるよう環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区長は、環境の保全に関する知識の普及および意識啓発のための措置を講じるものとする。

3 区長は、環境の保全に関する学習ならびに知識の普及および意識啓発の推進を図るに当たり、環境の保全に関する取組を行っている区民等との連携に努めるものとする。

(環境に関する調査等)

第16条 区長は、環境の保全に関する施策の実施および区民等への情報の提供を的確に行うため、必要な調査、研究および情報の収集に努めるとともに、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の監視および測定)

第17条 区長は、区における環境の状況を的確に把握するために、必要な監視および測定を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の状況等に関する報告書の作成等)

第18条 区長は、前2条に規定するもののほか、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関し、定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第19条 区長は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する情報を区民等の求めに応じて、適切な方法で提供するよう努めるものとする。

(区民等への要請)

第20条 区長は、区民等に対し、その日常生活または事業活動が著しい環境の悪化をもたらすおそれがあると認める場合は、法令等に基づく措置を講じるほか、当該行為に関し

て、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(国および東京都その他の地方公共団体との協力および意見の申出)

第21条 区長は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国および東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 区長は、区の環境の保全を推進するために、必要があると認めるときは、国および東京都その他の地方公共団体に意見を述べるものとする。

(練馬区環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関として、練馬区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項(他の附属機関の権限に属するものを除く。)を調査審議する。

基本計画に関すること。

前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第9条第4項および第22条の規定は、練馬区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に区長が環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を定めているときは、当該計画は第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

練馬区アスベスト飛散防止条例

平成17年12月16日

条例第92号

目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止（第7条 第9条）
- 第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止（第10条 第18条）
- 第4章 雑則（第19条 第21条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、アスベストの飛散防止について、練馬区（以下「区」という。）、建築物等の所有者等および解体工事等の施工者の責務を明らかにするとともに、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、区民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第9項の石綿をいう。
- (2) 建築物等 土地に定着する工作物のうち、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
- (3) アスベスト含有材 アスベストを含有する建築材料をいう。
- (4) 吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、吹付けアスベストおよびアスベストを含有する吹付け材または保温材であって、規則で定めるものをいう。
- (5) アスベスト含有成形板 アスベスト含有材のうち、吹付けアスベスト等以外の建築材料であって、規則で定めるものをいう。
- (6) 特定建築物 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、病院等の用に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物で、規則で定めるものをいう。
- (7) 延べ床面積 建築物等の床面積の合計または水平投影面積をいう。
- (8) 工事対象面積 建築物等の解体または改修の工事（アスベスト含有材の除去、封じ込めまたは囲い込みのみを目的とする工事を含む。以下「解体工事等」という。）に係る延べ床面積をいう。
- (9) 関係住民 解体工事等を施工する建築物等の敷地境界線から当該建築物等の高さの2倍に等しい水平距離の範囲内において、居住し、事業を営み、または公共施設を管理する者をいう。

（区の責務）

第3条 区は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改修および解体時における管理の基準を定め、アスベストの飛散防止のための施策を実施しなければならない。

2 区は、区民に対しアスベストの適正な取扱いおよびアスベストによる健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

3 区は、建築物等の所有者または占有者（以下「所有者等」という。）が行うアスベストの飛散防止のための措置に対して必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第4条 建築物等の所有者等は、所有し、または占有する建築物等におけるアスベスト含有材の使用の有無を把握し、その建築物等にアスベスト含有材が使用されている場合においては、アスベストの飛散防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

2 建築物等の所有者等は、区が実施する施策に協力しなければならない。

(工事施工者の責務)

第 5 条 建築物等の解体工事等を施工する者は、区民の健康に係る被害を防止するため、アスベストの飛散防止のための措置を講じなければならない。

2 建築物等の解体工事等を施工する者は、区が実施する施策に協力しなければならない。
(台帳の整備)

第 6 条 区長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講じることができるよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関する台帳を整備するものとする。

第 2 章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止

(特定建築物の所有者等が行う調査等)

第 7 条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用または利用に供する部分に露出した吹付け材が使用されている場合には、規則で定めるところにより、当該吹付け材が吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材であるかどうかについて調査し、その結果を速やかに区長に届け出なければならない。

(特定建築物の所有者等がとるべき措置等)

第 8 条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用または利用に供する部分に露出した吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材が使用されている場合には、除去、封じ込めまたは囲い込みの措置を講じなければならない。

2 特定建築物の所有者等は、前項に規定する措置を講じるときは、規則で定めるところにより当該措置の計画を区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 9 条 区長は、特定建築物の所有者等が前 2 条の規定に違反していると認めるときは、その特定建築物の所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

第 3 章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止

(発注者の責務)

第 10 条 建築物等の解体工事等の発注者（注文者のうち、当該解体工事等を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）は、当該解体工事等を行う請負人に対して、設計図書（建築物等に関する工事用の図面および仕様書をいう。）その他当該建築物等に係るアスベスト含有材の使用の状況に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の発注者は、当該解体工事等を行う請負人に対して、施工方法、工期等について次条に定める作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(作業基準の遵守)

第 11 条 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者は、規則で定める作業基準を遵守しなければならない。

(吹付けアスベスト等を使用する建築物等の解体工事等の届出)

第 12 条 建築物等の解体工事等で吹付けアスベスト等を使用する壁面、天井その他の部分を有するものに係る解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の 14 日前までに、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。ただし、大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項または都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 124 条第 1 項の規定に基づく届出をする場合は、この限りでない。

(標識の設置)

第 13 条 前条に規定する解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の 14 日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(住民説明会の開催)

第 14 条 第 12 条に規定する解体工事等で、工事対象面積が 500 平方メートル以上のものを

施工する者は、規則で定めるところにより関係住民に対し説明会を開催しなければならない。

2 前項に規定する解体工事等を施工する者は、同項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(測定等の指示)

第15条 区長は、第12条に規定する解体工事等において、必要があると認めるときは、当該解体工事等を施工する者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示することができる。

2 前項の規定により測定等の指示を受けた者は、規則で定めるところによりその結果を区長に報告しなければならない。

(アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出)

第16条 工事対象面積が80平方メートル以上の建築物等の解体工事等で、アスベスト含有成形板を使用する壁面、天井その他の部分を有するものに係る解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(準用)

第17条 第13条および第15条の規定は、前条に規定する解体工事等について準用する。

(改善勧告)

第18条 区長は、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が、第11条、第12条、第13条(前条において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第2項(前条において準用する場合を含む。)または第16条の規定に違反していると認めるときは、その解体工事等を施工する者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

第4章 雑則

(立入検査等)

第19条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築物の所有者等もしくはアスベスト含有材を使用する解体工事等を施工する者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指示もしくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第20条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(1) 第9条または第18条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

(2) 特定建築物の所有者等またはアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に既に着手している建築物等の解体工事等については、第3章の規

定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の日から平成18年1月14日までの間に着手する建築物等の解体工事等についての第12条、第13条（第17条において準用する場合を含む。）および第16条の規定の適用については、これらの規定中「解体工事等の開始の日の14日前」とあるのは、「解体工事等の開始の日」とする。

練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例

平成 9 年 3 月 17 日

条例第 36 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨ておよび落書行為の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て 飲食料容器および吸い殻等を持ち帰らず、これらを収納するための容器以外の場所に捨てることおよび犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。
- (2) 飲食料容器 飲食料を収納し、または収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲食料容器以外の物をいう。
- (4) 落書行為 道路、公園、学校その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）および他人が所有し、または管理する塀、建物その他の工作物に、みだりに文字、図形等を描く行為であって、地域の美観を損ねるものをいう。
- (5) 事業者 練馬区の区域内（以下「区内」という。）で事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 区民等 区内に居住し、もしくは滞在し、または区内を通過する者をいう。

(禁止行為)

第 3 条 何人も、ポイ捨ておよび落書行為を行ってはならない。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、この条例の目的を達成するため、事業者および区民等が行う環境美化活動への支援、意識の啓発その他の環境美化の促進に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業所およびその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者のうち、飲食料、たばこその他の投棄されることによってごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行うものは、飲食料容器および吸い殻等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者のうち、飲食料の自動販売機を設置し、または管理するもの（以下「自動販売業者」という。）は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、練馬区（以下「区」という。）が実施する施策に協力しなければならない。

(区民等の責務)

第 6 条 区民等は、つぎの各号に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 自宅およびその周辺において清掃活動その他の環境美化活動を行うこと。
- (2) 自動車を使用する場合は、車内に飲食料容器および吸い殻等を収納するための容器等を備えること。
- (3) 歩行中に喫煙をしないこと。
- (4) 屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを携帯すること。
- (5) 犬を散歩させるときは、ふんを持ち帰るための用具を携帯すること。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進地区)

第7条 区長は、環境美化の促進を図るため、ポイ捨ておよび落書行為を特に防止する必要があると認める地域および区民等が積極的に環境美化活動に取り組んでいる地域について、環境美化推進地区を指定することができる。

(施策の重点実施)

第8条 区長は、環境美化推進地区において、ポイ捨ておよび落書行為の防止についての重点施策を実施するものとする。

(環境美化推進委員)

第9条 区長は、区民等のうちから環境美化推進委員を選任し、区内のポイ捨ておよび落書行為の防止に関する普及・啓発その他の事項を委嘱することができる。

(勧告)

第10条 区長は、第3条の規定に違反している者に対し、区内の環境美化の促進を図るため必要な限度において、飲食料容器の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 区長は、第5条第3項の規定に違反している自動販売業者に対し、回収容器を設置し、またはこれを適正に管理するよう勧告することができる。

(公表)

第11条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係機関への要請)

第12条 区長は、公共の場所にポイ捨ておよび落書行為がなされていることにより区民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、飲食料容器、吸い殻等および犬のふんの処理、落書の消去その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

あき地の管理の適正化に関する条例

昭和45年10月12日

条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、あき地の管理の適正化を図ることにより、生活環境を保全し、もって健全で安全な住民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「あき地」とは、現に人の使用していない土地をいう。

2 この条例において「危険な状態」とは、雑草(かん木を含む。以下同じ。)が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪を発生させる等生活環境を著しくそこなうような状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者または管理者(以下「所有者等」という。)は、当該あき地を危険な状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(勧告)

第4条 区長は、あき地が危険な状態にあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、期限を定めて、雑草を除去すべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第5条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。

(代執行)

第6条 区長は、前条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら当該あき地の雑草を除去し、または第三者にこれを行なわせ、その費用を所有者等から徴収することができる。

(立入調査)

第7条 区長は、前3条の規定による勧告もしくは措置命令または代執行を行なうため必要があると認めるときは、職員をしてあき地に立ち入って調査させ、または関係人に質問させることができる。

(雑草の除去の委託)

第8条 あき地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、区長にこれを委託することができる。

2 前項の委託について必要な事項は、規則で定める。

(委託)

第9条 前条第2項に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

平成19年12月17日

条例第79号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 みどりの計画（第7条・第8条）
- 第3章 緑化委員会（第9条 第11条）
- 第4章 みどりを愛し守りはぐくむ施策（第12条 第30条）
- 第5章 みどりを守りはぐくむ手続
 - 第1節 開発事業の手続（第31条 第39条）
 - 第2節 樹木等の伐採に関する手続（第40条・第41条）
- 第6章 補則（第42条 第44条）

付則

かたくりの咲く雑木林、風格ある屋敷林、広々とした農地、親しめる水辺、これらの練馬らしいみどりは、人々の暮らしとともに受け継がれてきた祖先からの贈り物である。樹々は枝を伸ばし、落葉は土となり、その土が新しいみどりをはぐくんできた。

都市化の波が迫る中、練馬区は昭和52年、みどりを保護し回復する条例を制定し、樹木や樹木の保全に取り組んできたものの、私たちの誇りであったみどりの減少は止まることなく、特に農地が減少した。

今や樹木そのものを守るだけでは、みどりは守れない。

みどりは、樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となっている環境であり、風土や歴史と密接なつながりを持つものである。

私たちは、共にみどりを愛し、守り、はぐくむことにより、豊かなみどりと豊かな心を私たちの子孫に継承することができるのである。

私たち一人一人がみどりを介してつながり、みどり豊かな練馬とするために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）のみどりの保全および創出について、区、区民等および事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全および創出のための施策等を定めることにより、豊かなみどりの実現および将来への継承に寄与し、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となっている環境をいう。
- (2) みどりの保全および創出 みどりを良好な状態に保つことおよび新たにみどりを増やしていくことをいう。

- (3) 区民等 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 開発事業者 事業者のうち開発事業を行うものをいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 開発事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）、建築基準法第2条第13号に規定する建築（以下「建築」という。）、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地（寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものまたは墓地の区域もしくは墳墓を設ける区域の変更によるものを除く。）を設置する行為、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第2条第8号に規定する指定作業場のうち、同条例別表第2第6号のウエスト・スクラップ処理場もしくは第9号の材料置場を設置する行為、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第2条第8号の2に規定するペット火葬施設等を設置する行為、駐車場を設置する行為またはゴルフ場、運動場その他これらに類する屋外運動競技施設もしくは遊園地その他これに類する屋外娯楽施設を建設する行為をいう。

（区の責務）

第3条 区は、みどりの保全および創出のため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 区は、みどりの保全および創出のため、区民等および事業者と連携し、協力体制の構築に努めなければならない。

3 区は、区民等および事業者に対し、みどりの保全および創出に関する知識の普及および意識の啓発に努めなければならない。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、みどりの保全および創出に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保全および創出に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

（国等への要請）

第6条 区は、国および他の地方公共団体に対し、その所有し、または管理する施設におけるみどりの保全および創出に関し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 みどりの計画

（みどりの計画）

第7条 区長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を練馬区緑化委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて定めるものとする。

2 区長は、みどりの基本計画を推進するため、必要な計画を定めるものとする。

3 区長は、前項に規定する計画を定めるに当たっては、区民等および事業者の意見を繁荣させることが出来るよう必要な措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定はみどりの基本計画の変更について、前項の規定は第2項の規定により定めた計画の変更について準用する。

(みどりの実態調査)

第8条 区長は、みどりの保全および創出のために必要な施策を策定するため、5年ごとにみどりに関する実態調査を行うものとする。

第3章 緑化委員会

(設置)

第9条 みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として委員会を設置する。

(所掌事項)

第10条 委員会は、区長の諮問に応じ、つぎの各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第7条第1項のみどりの基本計画の策定および変更に関すること。
- (2) 第13条第1項の郷土景観保全計画の策定および変更または廃止に関すること。
- (3) 第22条第1項の規定による保護樹木等の指定の解除に関すること。
- (4) 第42条第1項の規定による公表に関すること。
- (5) その他みどりの保全および創出に関する重要な事項

2 委員会は、みどりの保全および創出に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(組織等)

第11条 委員会は、23人以内の委員で構成する。

2 委員は、区民およびみどりの保全および創出について学識経験を有する者から、区長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項に定めるもののほか、専門的な事項を調査審議するため、特に必要があるときは、委員会に、別に区長が委嘱する委員若干名を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定める。

第4章 みどりを愛し守りはぐくむ施策

(みどりの協定)

第12条 区長は、一定の地域内の区民等または事業者が、その合意に基づき、当該地域内における樹木の保全もしくは植栽、建築物の緑化(樹木、芝、草花等を植栽し、生育させることをいう。以下同じ。)または生け垣の造成等みどりの保全および創出を推進することを決定したときは、当該地域の区民等および事業者の代表者と、みどりの保全および創出の推進について必要な事項を内容とする協定(以下「みどりの協定」という。)を締結することができる。

2 区長は、みどりの協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。

(郷土景観保全計画)

第13条 区長は、雑木林、屋敷林、農地等が一体となった景観を形成している地域で、特にその景観を保全する必要があると認める3,000平方メートル以上の土地の区域について、委員会の意見を聴いて、保全すべき土地の区域（以下「郷土景観保全地区」という。）を指定し、景観を保全するための計画（以下「郷土景観保全計画」という。）を定めることができる。

2 区長は、前項の規定により郷土景観保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、説明会の開催等郷土景観保全地区内の土地および建築物その他の工作物の所有者ならびに土地の借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、郷土景観保全計画を定めたときは、その旨を公告しなければならない。

（保全義務）

第14条 郷土景観保全地区内の土地所有者等は、当該地区の景観を保全するため、自己の所有する土地もしくは建築物その他の工作物または自己が借地権を有する土地について、適切に管理しなければならない。

（協議）

第15条 郷土景観保全地区内においてつぎの各号に掲げるいずれかの行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより区長に協議しなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 樹木の伐採または高さ5メートルを超える樹木の移植
- (2) 建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築または色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

2 区長は、前項の協議があったときは、郷土景観保全計画に基づき、必要な指導および助言をすることができる。

（郷土景観保全計画の変更等）

第16条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いて、郷土景観保全計画を変更または廃止することができる。

- (1) 保全すべき景観が滅失したと認められるとき。
- (2) 公益上の必要が生じたとき。

2 第13条第3項の規定は、前項の規定による郷土景観保全計画の変更または廃止について準用する。

（買取りの措置等）

第17条 区長は、郷土景観保全地区内の土地の所有者から、当該土地を区が買い取るべき旨の請求があった場合は、速やかに当該所有者と協議のうえ、買取りの措置をとるかどうかを決定しなければならない。

（工事停止等の要請）

第18条 区長は、第15条第1項の規定による協議をせずに同項各号に掲げる行為に係る工事に着手した者に対し、工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（保護樹木等）

第19条 区長は、規則で定める基準に該当する樹木または樹林で、特に保護する必要があると認めるものについて、その所有者の同意を得て、保護樹木または保護樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。

2 区長は、前項の規定により指定した保護樹木等のうち、規則で定める基準に該当し、かつ、みどりの象徴として後世に継承することがふさわしいと認めるものについて、その所有者の同意を得て、ねりまの名木として指定することができる。

3 区長は、前2項の規定により指定をしたときは、速やかにその旨を所有者に通知しなければならない。

（保存義務）

第20条 前条第1項の規定により指定を受けた保護樹木等の所有者（次条から第23条までにおいて「所有者」という。）は、当該保護樹木等を適切に管理するとともに、伐採してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う場合については、この限りでない。

（届出）

第21条 所有者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等が滅失または枯死したとき。
- (2) 保護樹木等を移植しようとするとき。
- (3) 保護樹木等を譲渡しようとするとき。
- (4) 住所を異動したとき。

（指定の解除）

第22条 区長は、保護樹木等について、つぎの各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いてその指定を解除することができる。

- (1) 前条の規定（第1号に限る。）による届出があったとき。
- (2) 所有者から指定の解除の申請があったとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により指定の解除をしたときは、速やかにその旨を所有者に通知しなければならない。

（買取り等の請求等）

第23条 所有者は、前条第1項の規定（第2号に限る。）による指定の解除がなされないため、土地の利用に著しい支障をきたすこととなる場合は、当該土地の買取り等の措置を区長に請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該所有者と協議のうえ、買取り等の措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 前項の規定により区長が買取り等の措置をとらない旨の決定をしたときは、前条第1項の規定により指定の解除があったものとみなす。

（憩いの森および街かどの森）

第24条 区長は、区民等の利用に供するため、都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地として樹林地の所有者と契約を締結し、面積が1,000平方メートル以上の樹林地を憩

いの森、面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の樹林地を街かどの森として、樹林地の保全および必要な整備を行うことができる。

(台帳および標識の設置)

第25条 区長は、第13条第1項の規定により郷土景観保全計画を定めたときもしくは第16条第1項の規定により郷土景観保全計画を変更したとき、第19条第1項の規定により保護樹木等の指定をしたときまたは前条の規定により樹林地の整備を行ったときは、規則で定めるところにより、標識を設置するとともに、台帳を作成するものとする。

(費用の補助等)

第26条 区長は、みどりの保全および創出を図るため、つぎの各号に掲げる費用の一部について補助を行うものとする。

- (1) みどりの協定を締結した者に対するその活動に必要な費用
- (2) 郷土景観保全地区内の土地所有者等に対する当該地区内の景観の保全に必要な費用
- (3) 保護樹木等の所有者に対する当該保護樹木等の保全に必要な費用

2 区長は、みどりの保全および創出を図るため、つぎの各号に掲げる支援を行う。

- (1) 区民等が樹木の植栽および生け垣の造成等を行う際の技術的な助言
- (2) 区民等に対する苗木の供給およびあっせん
- (3) みどりの保全および創出を推進する区民等（区民が主たる構成員となっている団体を含む。）に対する情報の提供、技術的な助言その他当該区民等の活動に必要な支援
- (4) その他みどりの保全および創出のために必要な支援

(公共施設の緑化)

第27条 区長は、区が設置または管理する公共施設について、規則で定める基準により緑化に努めなければならない。

2 区長は、区が新たに設置する公共施設（区が設置または管理する公共施設のうち、規則で定めるところにより改築し、または増築するものを含む。）について、規則で定める基準により緑化しなければならない。

(農地の保全)

第28条 区長は、農地が有する防災、環境および景観の向上等の多面的な機能について広く啓発するとともに、区民等および事業者との協力と連携により、魅力的な都市農業の推進、農業の担い手の確保の支援および区民等と農のふれあいの促進を図り、農地の保全に努めるものとする。

(学習の機会の提供)

第29条 区長は、児童および生徒に対し、みどりの保全および創出に関する学習の機会を提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑化協力員)

第30条 区長は、区民の協力のもとに、みどりの保全および創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、規則で定めるところにより緑化協力員を委嘱することができる。

第5章 みどりを守りはぐくむ手続

第 1 節 開発事業の手続

(事前協議等)

第31条 開発事業者は、つぎの各号に定める行為を行おうとするときは、それぞれ当該各号に定める計画の内容について、規則で定めるところにより区長に協議しなければならない。

(1) 開発事業に係る土地の区域（以下「開発区域」という。）の面積が 300 平方メートル以上の開発事業 開発区域の地上部の緑化に関する計画

(2) 建築物の敷地の面積が 300 平方メートル以上の建築で、当該建築物が建ぺい率 10 分の 8 の地域または都市計画法第 8 条第 1 項第 5 号の防火地域内に存するとき 当該建築物の屋上部の緑化に関する計画

2 区長は、前項の規定による協議があったときは、開発事業者に対して、別表で定める緑化基準に基づき、規則で定めるところにより必要な助言または指導を行うことができる。

3 区長は、第 1 項の規定による協議が終了したときは、開発事業者に対して、規則で定めるところにより通知するものとする。

(特例措置)

第32条 開発事業が、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号。以下「自然保護条例」という。）第 14 条第 1 項に規定する緑化計画書の届出を要する行為に該当するときは、当該緑化計画書の写しを区長に提出することにより、前条第 1 項の規定による協議が終了したものとみなす。

(着手の届出)

第33条 第 31 条第 3 項の規定による通知を受けた者は、同条第 1 項各号に規定する計画に基づく緑化に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(事前協議の変更)

第34条 開発事業者は、第 31 条第 3 項の規定による通知を受けてから開発事業が完了するまでの間に、当該通知に係る協議の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(緑化工事完了の届出)

第35条 開発事業者は、第 31 条第 1 項の規定により協議を行った行為について、当該協議に基づく緑化に係る工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。ただし、第 32 条の規定により協議が終了したものとみなす開発事業については、自然保護条例第 14 条第 2 項に規定する緑化完了書の写しの提出をもって届出があったものとみなす。

(維持管理の義務)

第36条 開発区域内で新たに土地または建築物の所有権を取得した者は、開発事業により植栽した草木の適切な維持管理に努めなければならない。

(審査等)

第37条 区長は、第 35 条の規定による届出があったときは、内容について審査し、開発区域内の緑化に係る工事の状況について確認しなければならない。

(改善勧告)

第38条 区長は、開発事業者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該開発事業者に対して工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 正当な理由がなく、第31条第1項の規定による協議を行わずに、開発事業に係る工事に着手したとき。
- (2) 前条の規定により審査した届出の内容と異なる緑化に係る工事をしたとき。

(適用除外)

第39条 つぎの各号のいずれかに該当する行為については、第31条第1項の規定は適用しない。

- (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園事業の施行として行う行為
- (2) 都市緑地法第14条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (4) 仮設の建築物および地下に設ける建築物の建築
- (5) 消防法(昭和23年法律第186号)第11条第2項の規定により公共の安全の維持または災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして許可を受けて設けられる建築物の建築で、緑化の推進が著しく不相当と区長が認めるもの
- (6) 道路法(昭和27年法律第180号)および河川法(昭和39年法律第167号)に規定する区域内で行う行為

2 東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号)第3条第1項の許可を受けた行為のうち、同条例第5条第1項第5号ただし書を適用した建築および屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積行為については、第31条第1項の規定(第1号に限る。)は適用しない。

第2節 樹木等の伐採に関する手続

(伐採の届出等)

第40条 つぎの各号に掲げる樹木または樹林(以下「樹木等」という。)の所有者は、当該樹木等を伐採しようとするときは、伐採する日の30日前までに、規則で定めるところにより、区長に届け出るものとする。

- (1) 樹木 地上高1.5メートルにおける幹の直径が30センチメートル以上のもの
- (2) 樹林 面積が100平方メートル以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる行為については、届出を要しない。

- (1) 樹木等の維持管理のために行う剪定
- (2) 樹木等の維持管理のために行う間伐
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

3 区長は、第1項の規定による届出を行った樹木等の所有者に対して、必要な助言または指導を行うことができる。

(代替植栽)

第41条 前条第1項の規定による届出を行った者は、伐採後、代替の植栽に努めるものとする。

第6章 補則

(公表)

第42条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する者について、委員会の意見を聴いて、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(1) 保護樹木等の所有者が、第22条第2項の規定による通知を受けずに保護樹木等を伐採したとき。

(2) 第38条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に弁明の機会を付与しなければならない。

(表彰)

第43条 区長は、みどりの保全および創出の推進に功績のあった者に対して、規則で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(みどりを保護し回復する条例の廃止)

2 みどりを保護し回復する条例(昭和52年3月練馬区条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のみどりを保護し回復する条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定により策定されているみどりの保護と回復に関する計画は、第7条第1項の規定により定められたみどりの基本計画とみなす。

4 この条例の施行の際、現にみどり30推進本部設置要綱(平成18年1月31日17練土公第1188号)第7条第2項の規定により策定されているみどり30推進計画は、第7条第2項の規定により定められた計画とみなす。

5 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第4項の規定により委嘱されている委員は、第11条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

6 この条例の施行の際、現に旧条例第24条第1項の規定により締結されているみどりの推進協定は、第12条第1項の規定により締結されたみどりの協定とみなす。

7 この条例の施行の際、現に旧条例第29条第1項の規定により指定されている保護樹木等は第19条第1項の規定により指定された保護樹木等と、旧条例第29条第2項の規定により指定されているねりまの名木は第19条第2項の規定により指定されたねりまの名木とみなす。

8 この条例の施行の際、現に旧条例第14条の規定により委嘱されている緑化協力員は、第30条の規定により委嘱された緑化協力員とみなす。

9 この条例の施行の前日に、旧条例第26条第1項の規定により緑化計画書の調整を受けた開発行為等は、第31条第1項の規定による協議が終了したものとみなす。

10 この条例の施行の前日に、旧条例第16条第1項の規定により届け出た者は、第40条第1項の規定により届け出た者とみなす。

別表（第31条関係）

区分	基準						
地上部	<p>1 つぎに掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積（以下「地上部の基準緑被面積」という。）について、規則で定める算出基準により緑化すること。</p> <p>(1) $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$</p> <p>(2) $(\text{敷地面積} - \text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \times 0.3$</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、つぎの表の左欄に掲げる開発事業にあっては、当該右欄に掲げる式により算出される面積を地上部の基準緑被面積とする。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の種類</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為</td> <td>$\text{宅地面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 0.3$</td> </tr> <tr> <td>ウエスト・スクラップ処理場、材料置場または駐車場を設置する行為</td> <td>$\text{敷地面積} \times 0.1$</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の種類	式	開発行為	$\text{宅地面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 0.3$	ウエスト・スクラップ処理場、材料置場または駐車場を設置する行為	$\text{敷地面積} \times 0.1$
	開発事業の種類	式					
	開発行為	$\text{宅地面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 0.3$					
	ウエスト・スクラップ処理場、材料置場または駐車場を設置する行為	$\text{敷地面積} \times 0.1$					
屋上部	<p>つぎの式により算出される面積（以下「屋上部の基準緑被面積」という。）について、規則で定める算出基準により緑化すること。</p> <p>利用可能な屋上部の面積 $\times 0.2$</p>						
地上部と屋上部の緑被面積の振替	<p>1 地上部の基準緑被面積を満たすことが困難な場合は、当該地上部の基準緑被面積のうち緑化が困難な面積相当分は、当該建築物の利用可能な屋上部の同一面積の緑化をもって振り替えることができる。</p> <p>2 屋上部の基準緑被面積を満たすことが困難な場合は、当該屋上部の基準緑被面積のうち緑化が困難な面積相当分は、当該建築物の地上部の同一面積の緑化をもって振り替えることができる。</p>						

備考

- 1 建築面積とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- 2 建ぺい率とは、建築基準法第53条の規定による建ぺい率をいう。
- 3 宅地面積とは、開発行為をする土地の区域の面積から公共の用に供する部分の面積を差し引いて得た面積をいう。
- 4 利用可能な屋上部とは、建築物の屋根部分で人の出入りおよび利用可能な部分から、当該建築物の管理に必要な施設に係る部分を除いたものをいう。

練馬区みどりを育む基金条例

平成16年10月18日

条例第46号

(設置)

第1条 区民および事業者による緑地の保全および緑化の推進に関する活動を支援し、練馬区のみどりの保護および回復を図るため、練馬区みどりを育む基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額等)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のために提供された寄付金および練馬区一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 前条の目的のために提供された土地については、基金として維持するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、練馬区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、当該目的のためにのみ、その一部または全部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

練馬区リサイクル推進条例

平成11年12月16日

条例第55号

注 平成17年12月から改正経過を注記した。

目次

前文

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 リサイクルの推進

第1節 リサイクルの方針（第6条・第7条）

第2節 区民が進めるリサイクル（第8条・第9条）

第3節 事業者が進めるリサイクル（第10条 第14条）

第4節 区が進めるリサイクル（第15条 第18条）

第5節 普及啓発および条件整備（第19条）

第3章 練馬区リサイクル推進計画（第20条）

第4章 練馬区循環型社会推進会議（第21条）

第5章 委任（第22条）

付則

今日の「豊かな社会」は、大量生産、大量消費、大量廃棄を通して、地球にある有限な自然資源を枯渇させ、人類をはじめとするあらゆる生物の生存に適した環境に大きな影響を与えながら営まれている。

私たちは、今こそ、大量廃棄につながる社会経済活動や生活様式を問い直さなければならない。

生産、流通、消費等の各段階で、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用を図り、焼却や埋立てに頼らない、持続可能な循環型社会の確立こそ求められなければならない。

東京23区にあって武蔵野の面影を残す練馬区も、まちは変わり続けている。人と環境が共生する都市をつくることは、21世紀に生きる私たちに課せられた大きな責務である。

区民、事業者および練馬区は、共に手を携えてリサイクルの取組を推進し、全力をあげて循環型社会の実現をめざすことをここに宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、区民、事業者および練馬区（以下「区」という。）のリサイクルの推進に関する役割、責務および協働の取組を明らかにすることにより、練馬に循環型社会システムを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル 廃棄物の発生抑制および資源の有効利用に関する活動をいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不用となる物を再び使用すること（以下「再使用」という。）または資源として利用すること（以下「再生利用」という。）をいう。
- (5) 再生品 再生資源を用いて製造または加工された物をいう。
- (6) 事業者 区の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。

（区長の責務）

第3条 区長は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて、環境に配慮してリサイクルを推進しなければならない。

2 区長は、リサイクルの推進に関する施策に区民および事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 区長は、区民および事業者に対し、リサイクルの推進に必要な情報を提供しなければならない。

4 区長は、リサイクルに関する区民および事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

5 区長は、必要があると認めるときは、区民および事業者に対し、リサイクルに関する指導または助言を行うことができる。

6 区長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体もしくはこれらに準ずる法人または関連団体に対し、リサイクルの推進について協力を要請するものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、日常生活において、環境に配慮した行動を心掛けるとともに、リサイクルに積極的に取り組まなければならない。

2 区民は、区がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、リサイクルの推進を図るための措置を講ずる等、リサイクルに積極的に取り組まなければならない。

2 事業者は、区がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を通じて得たリサイクルの推進に必要な情報を、区および区民に提供するよう努めるものとする。

第2章 リサイクルの推進

第1節 リサイクルの方針

(リサイクルの方針)

第6条 リサイクルは、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざすものでなければならない。

2 前項の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事項の順に仕組みづくりを進めるものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制を図ること。

(2) 再使用を再生利用に優先すること。

(3) 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。

(4) 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。

(役割分担と協働)

第7条 区民、事業者および区は、自らの責務を果たし、役割を分担するとともに、協働してリサイクルの推進に努めなければならない。

第2節 区民が進めるリサイクル

(自主的活動)

第8条 区民は、地域においてリサイクルに関する自主的な活動を行い、またはリサイクルに関する自主的な活動に参加し、もしくは協力することにより、リサイクルの推進に努めなければならない。

(商品の選択等)

第9条 区民は、商品の購入に当たっては、商品の機能、内容および容器を勘案し、リサイクルに配慮した商品または再生品を選択するよう努めなければならない。

2 区民は、購入した商品等の使用に当たっては、修理を行い、長期間使用するよう努めなければならない。

第3節 事業者が進めるリサイクル

(事業活動におけるリサイクルの推進)

第10条 事業者は、第6条に規定するリサイクルの方針に従って事業活動を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動から生じた再生資源の分別の徹底を図り、再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品修理体制の確保等に努めなければならない。

(再利用の容易な製品、再生品の製造等)

第11条 事業者は、再利用の容易な製品、容器等の開発、製造、販売等に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の方法に関する情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進するよう努めなければならない。

3 事業者は、再生品の製造、流通、販売等を進めるよう努めなければならない。

(包装、容器等の簡素化等)

第12条 事業者は、物の製造、流通、販売等に際して、包装、容器等の簡素化に努めなければならない。

2 事業者は、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進を図るよう努めなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等をする際に、当該商品について簡素な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不用とし、またはその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(自動販売機における容器等の再利用)

第13条 容器入り飲食料の自動販売機の設置者または管理者は、空き容器等を回収するための設備を設置するとともに、回収した空き容器等の再利用を促進するよう努めなければならない。

(集合住宅における保管場所の設置)

第14条 練馬区規則(以下「規則」という。)で定める規模以上の集合住宅(練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号)第61条第1項第3号に規定するワンルーム形式の集合住宅(以下この条において「ワンルーム形式の集合住宅」という。)を除く。)またはワンルーム形式の集合住宅(以下この条においてこれらを「集合住宅」という。)を建設しようとする者は、規則で定める基準に従い、当該集合住宅またはその敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

(平17条例93・一部改正)

第4節 区が進めるリサイクル

(事業執行等におけるリサイクルの推進)

第15条 区長は、区の事業執行および区の施設の維持管理等を行うに当たっては、資源およびエネルギーの節約、再生資源の回収等について目標を定め、計画的に進めることにより、自ら積極的にリサイクルを推進しなければならない。

(再生資源の回収)

第16条 区長は、再生資源の回収の仕組みづくりを行うとともに、再生資源の回収を行うに当たっては、効果的かつ効率的な事業運営に努めなければならない。

(再生品の需要の拡大)

第17条 区長は、物品の購入に当たっては、自ら再生品を選定する等、積極的に再生品の需要の拡大に努めなければならない。

(集合住宅の建設者等に対する指導、助言)

第18条 区長は、集合住宅における再生資源の回収が円滑に行われ、リサイクルの一層の推進が図られるよう、集合住宅を建設しようとする者ならびに集合住宅の管理者および居住者に対し、必要に応じて指導し、または助言することができる。

第5節 普及啓発および条件整備

第19条 区長は、区民および事業者がリサイクルについて理解を深めるとともに、区民および事業者のリサイクルに関する自主的な活動が促進されるよう、つぎに掲げる啓発活動および条件整備を行うものとする。

- (1) リサイクルに関する情報の開示および広報活動
- (2) 子供のころからの環境教育および区民向けの環境学習
- (3) 区民のリサイクル活動の拠点づくり
- (4) リサイクル活動に参加する区民および事業者の交流の機会の設定およびネットワークの形成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

第3章 練馬区リサイクル推進計画

第20条 区長は、リサイクルに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区リサイクル推進計画(以下「リサイクル推進計画」という。)を策定する。

2 リサイクル推進計画には、つぎに掲げる事項を定める。

- (1) リサイクルの推進に関する基本方針
- (2) リサイクルの推進に関する目標
- (3) リサイクルの推進に関する実施計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、リサイクルの推進に関する重要事項

3 区長は、リサイクル推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ練馬区循環型社会推進会議の意見を聴かなければならない。

4 区長は、リサイクル推進計画を策定したときは、これを公表する。

5 区長は、リサイクル推進計画の進ちょく状況を点検し、その報告書を作成して、練馬区循環型社会推進会議に報告しなければならない。

6 区長は、前項の規定により作成した報告書を公表する。

第4章 練馬区循環型社会推進会議

第21条 リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区循環型社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、区長の諮問に応じてつぎに掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) リサイクルの推進のための基本的事項
- (2) リサイクル推進計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、リサイクルの推進に関する重要事項
- (4) 廃棄物の減量および処理に関する基本的事項

3 推進会議は、前条第5項に規定する報告を受けたときは、これを審議し、必要に応じ、その後の施策の方向につき区長に提言を行うことができる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる事項について審議し、区長に提言を行うことができる。

5 推進会議は、区民、事業者、学識経験者等のうちから区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

6 推進会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 委任

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月条例第24号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年12月条例第93号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

練馬区立リサイクルセンター条例

平成 8 年 12 月 13 日
条例第 50 号

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区立リサイクルセンター（以下「センター」という。）の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、リサイクル活動の普及促進を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(名称および位置)

第 2 条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立関町リサイクルセンター	東京都練馬区関町北一丁目 7 番 14 号
練馬区立春日町リサイクルセンター	東京都練馬区春日町二丁目 14 番 16 号
練馬区立豊玉リサイクルセンター	東京都練馬区豊玉上二丁目 22 番 15 号

(事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) リサイクルについての知識の普及および意識の啓発に関する事業
- (2) 生活用品の再使用の促進に関する事業
- (3) リサイクルについての情報および資料の収集および提供に関する事業
- (4) リサイクルについての学習および活動の場の提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 練馬区立関町リサイクルセンターに、つぎに掲げる施設を設ける。

- (1) 展示室
- (2) リサイクル工房
- (3) リサイクル情報コーナー
- (4) 実習室
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

2 練馬区立春日町リサイクルセンターに、つぎに掲げる施設を設ける。

- (1) 展示室
- (2) コミュニティコーナー
- (3) リサイクル工房
- (4) 情報資料コーナー
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

3 練馬区立豊玉リサイクルセンター（以下「豊玉リサイクルセンター」という。）に、つぎに掲げる施設を設ける。

- (1) 展示室
- (2) 多目的室
- (3) 会議室
- (4) コミュニティ室
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休館日等)

第 5 条 センターの休館日は、つぎのとおりとする。

- (1) 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日（1 月 1 日を除く。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に定める休日でない日とする。
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日までおよび 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、または臨時に休館日もしくはセンターの施設を利用できない日を定めることができる。

(開館時間等)

第 6 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、午後 5 時から午後 10 時までは、別表第 1 に掲げる施設（以下「実習室等」という。）に限り、利用することができる。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第 7 条 センターの施設を利用することができる者の範囲は、つぎのとおりとする。

(1) 練馬区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する者

(2) 区の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者

(3) 区の区域内に存する学校に在学する者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、実習室等を利用することができるものの範囲は、つぎのとおりとする。

(1) 主に前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者で構成されるリサイクル活動を目的とする団体

(2) 主に前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者で構成される地域住民の相互交流および自主的活動を目的とする団体

(3) 前 2 号に掲げる団体のほか、区長が適当と認める団体

(利用の手続等)

第 8 条 センターの施設のうち、実習室等を利用しようとする団体は、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第 9 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の利用の承認をしない。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) センターの管理上支障があると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が利用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定により利用の承認を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、別表第 2 に規定する使用料を前納しなければならない。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 既納の利用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 利用団体は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第 13 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、第 8 条第 1 項の規定による利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

(1) 利用の目的または条件に違反したとき。

(2) この条例または区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により実習室等を利用することができなくなったとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用団体は、実習室等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 センターを利用する者は、センターの施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センター（豊玉リサイクルセンターを除く。次条および第19条から第21条までにおいて同じ。）の管理を行わせるものとする。

(業務の範囲)

第17条 センターの指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 第8条に規定する利用の承認および第9条に規定する利用の不承認に関する業務
- (3) 第13条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第18条 第16条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

第19条 区長は、前条の規定による申請があったときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) センターの施設等の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) センターの管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第20条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) センターを利用する者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第21条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として利用団体から收受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、第10条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、收受する利用料金の額を減額し、または免除することができる。

4 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受した利用料金の全部または一部を還付することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 9 年 3 月規則第 5 号で、平成 9 年 3 月15日から施行)

付 則 (平成12年 3 月条例第25号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成14年 3 月条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立リサイクルセンター条例の規定は、平成14年 7 月 1 日以後の利用について適用し、同年 6 月30日以前の利用については、なお従前の例による。

付 則 (平成14年 7 月条例第58号)

この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項および第13条第 3 号の改正規定は、平成14年 9 月 2 日から施行する。

付 則 (平成16年 3 月条例第13号)

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立リサイクルセンター条例別表に規定する使用料については、平成16年 4 月 1 日以後の利用に係る分について適用し、同年 3 月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則 (平成16年10月条例第52号)

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第16条の改正規定、第17条を第22条とし、第16条のつぎに 5 条を加える改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に当該改正規定による改正前の練馬区立リサイクルセンター条例第16条の規定により管理を委託している練馬区立リサイクルセンターについては、同条の規定は、平成17年 3 月31日までの間は、なおその効力を有する。

付 則 (平成18年12月条例第78号)

この条例は、平成19年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成20年10月条例第38号)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立リサイクルセンター条例別表第 2 に規定する使用料については、平成21年 4 月 1 日以後の利用に係る分について適用し、同年 3 月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条関係) 省略

別表第 2 (第10条関係) 省略

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成11年12月16日
条例第56号

注 平成17年10月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則

- 第1節 通則（第1条・第2条）
- 第2節 区長の責務等（第3条 第8条）
- 第3節 事業者の責務（第9条）
- 第4節 区民の責務（第10条）

第2章 廃棄物の適正処理

- 第1節 通則（第11条 第14条）
- 第2節 適正処理困難物の抑制（第15条 第17条）
- 第3節 一般廃棄物の処理（第18条 第32条）
- 第4節 産業廃棄物の処理（第33条 第35条）
- 第5節 大規模建築物等の建設者等の責務（第36条 第40条）
- 第6節 市街地開発事業における処理施設（第41条）
- 第7節 廃棄物処理手数料（第42条 第49条）

第3章 一般廃棄物処理業（第50条 第56条）

第4章 地域環境の清潔保持（第57条 第61条）

第5章 雑則（第62条 第65条）

第6章 罰則（第66条 第69条）

付則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境および公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保し、かけがえのない地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例においてつぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用することまたは資源として利用することをいう。

第2節 区長の責務等

（基本的責務）

第3条 区長は、生活環境を保全し、および公衆衛生を向上させるため、廃棄物の減量および適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 区長は、再利用等による廃棄物の減量および適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の減量および適正な処理に関する区民および事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導または助言)

第 4 条 区長は、廃棄物の減量および適正な処理を確保するため、必要があると認めるときは、区民および事業者に対し、指導または助言を行うことができる。

(公開)

第 5 条 区長は、廃棄物の減量および処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第 6 条 区長は、一般廃棄物の減量および処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(練馬区循環型社会推進会議への諮問)

第 7 条 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、練馬区リサイクル推進条例 (平成 11 年 12 月練馬区条例第 55 号) 第 21 条第 1 項に定める練馬区循環型社会推進会議に諮問することができる。

(他の地方公共団体との協力等)

第 8 条 区長は、廃棄物の減量および処理に関する事業の実施に当たって、必要があると認めるときは、他の地方公共団体と協力し、または調整を図るものとする。

第 3 節 事業者の責務

第 9 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第 4 節 区民の責務

第 10 条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用もしくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 区民は、廃棄物の減量および適正な処理に関し区の施策に協力しなければならない。

第 2 章 廃棄物の適正処理

第 1 節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第 11 条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、およびこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、家庭廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号。以下「再商品化法」という。) 第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物 (以下「特定家庭用機器廃棄物」という。) の処理を行わないことができる。

(事業系廃棄物の処理)

第 12 条 事業者は、次条に定める場合を除き、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、もしくは処分し、または廃棄物の収集もしくは運搬もしくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、もしくは処分させなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の処理)

第 12 条の 2 区民および事業者は、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、再商品化法の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集もしくは運搬をする者または再

商品化等（再商品化法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。）をする者に引き渡さなければならない。

（事業者の中間処理義務）

第13条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

（処理技術の開発）

第14条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自らまたは共同して技術開発を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第16条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務）

第17条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 区長は、第2項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

（処理の計画）

第18条 区長は、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（処理）

第19条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

（平18条例26・一部改正）

（計画遵守義務等）

第20条 土地または建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第62条および別表において「占有者」という。）は、その土地または建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して集積場所（区長が家庭廃棄物を収集する場所として規則で定める場所をいう。以下同じ。）に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、およびその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器および当該容器を持ち出しておく集積場所を常に清潔にしておかななければならない。

(収集または運搬の禁止)

第20条の2 区長または区長が指定する者以外の者は、集積場所に持ち出された廃棄物のうち、古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもので規則で定めるものを収集し、または運搬してはならない。

2 区長は、区長または区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、または運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 占有者が集団回収等の再利用を目的として行う自主的な活動により、所定の場所に持ち出されたものは、当該占有者が指定する者以外の者が収集し、または運搬してはならない。

(平17条例78・追加)

(粗大ごみの排出方法)

第21条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第43条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第22条 事業者は、区長の収集および運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体およびし尿を除く。)または一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第44条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、または臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第23条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、つぎに掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、または家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第24条 占有者は、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第25条 区長は、占有者が第20条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第26条 削除

(平18条例26)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第27条 事業者は、その建物または敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第28条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第29条 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、または処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第30条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第31条 区長は、事業者が第27条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(平18条例26・一部改正)

(準用)

第32条 第19条第1項、第20条および第23条から第25条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第33条 区長は、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第34条 区長は、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬または処分を命ずることができる。

(準用)

第35条 第19条、第20条、第25条、第27条、第28条および第31条の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

(平18条例26・一部改正)

第5節 大規模建築物等の建設者等の責務

(平17条例94・改称)

(大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置)

第36条 規則で定める大規模建築物(練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号)第61条第1項第3号に規定するワンルーム形式の集合住宅(以下この項において「ワンルーム形式の集合住宅」という。)を除く。)またはワンルーム形式の集合住宅(以下この条において「大規模建築物等」という。)を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、当該大規模建築物等またはその敷地内に一般廃棄物の保管場所お

よび保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第1項に規定する大規模建築物等の占有者は、当該大規模建築物等から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。
- 5 第1項に規定する者を除くほか、規則で定める規模の建築物を建設しようとする者は、その建築物または敷地内に一般廃棄物の保管場所等を設置するよう努めなければならない。

（平17条例94・一部改正）

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第37条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量および適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物または敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物または敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第38条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、または事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者または当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第39条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者または事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第40条 区長は、事業用大規模建築物の所有者または事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第38条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第6節 市街地開発事業における処理施設

第41条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

第7節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第42条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体およびし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集および運搬をしたとき（粗大ごみの場合にあつては、収集および運搬をするとき。）は、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者または粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体およびし尿を除く。）または一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の収集および運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者または臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物（動物の死体およびし尿を除く。）または一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
- 5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第43条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

- 2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第44条 区長は、第42条第2項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（臨時に排出する事業者を除く。）に有料ごみ処理券を交付する。

- 2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第45条 区長は、第24条（第32条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者または事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第46条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第42条の廃棄物処理手数料または前条の動物死体処理手数料を減額し、または免除することができる。

(督促)

第47条 第42条の廃棄物処理手数料または第45条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

- 2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額および徴収方法)

第48条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき、または2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第49条 第42条の廃棄物処理手数料または第45条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、または免除することができる。

第3章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

第50条 区長は、法第7条第1項もしくは第6項または第7条の2第1項の許可の申請が、法第7条第5項または第10項に掲げるもののほか、その事業の用に供する施設および申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、これらの許可をしてはならない。

2 区長は、法第7条第1項もしくは第6項または第7条の2第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

3 一般廃棄物収集運搬業者および一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、またはき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(平18条例26・全改)

第51条から第55条まで 削除

(平18条例26)

(許可手数料)

第56条 つぎの各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 15,000円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 15,000円

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの
10,000円

(6) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの
10,000円

(7) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

(平18条例26・一部改正)

第4章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第57条 土地または建物を占有し、または管理する者は、その土地または建物およびそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第58条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第59条 前条に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第60条 空き地を所有し、または管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第61条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第62条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第63条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量および処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第64条 区長は、前条第1項の規定による立入検査ならびに廃棄物の減量および処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、その職員のうちから廃棄物管理指導員を任命する。

(委任)

第65条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第66条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第4項の規定による命令に違反した者

(2) 第20条の2第2項の規定による命令に違反した者

(3) 第28条(第35条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(4) 第31条(第35条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(5) 第36条第3項の規定による命令に違反した者

第67条 第25条(第32条および第35条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第68条 第36条第1項の規定による届出をしなかった者は、30,000円以下の罰金または科料に処する。

(平18条例26・全改)

第69条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年東京都条例第140号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）またはこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において区長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした処分等の行為または区長に対して行った申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、および執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

（有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置）

4 この条例の施行前に都条例第58条の2または第58条の3の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券または有料ごみ処理券については、この条例施行の日以後3月の間は、区長が収集および運搬する廃棄物に添付するものに限り、第43条または第44条に基づき区長が交付したものとみなす。

（延滞金の割合の特例）

5 当分の間、第48条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

付 則（平成12年10月条例第94号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月条例第117号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年10月条例第39号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則（平成17年10月条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年12月条例第94号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定によりなされている申請その他の行為は、この条例による改正後の練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の相当規定に基づいてなされた行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成19年10月条例第66号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定に基づき交付された有料ごみ処理券は、この条例の施行の日から平成20年4月30日までの間に限

り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、この条例による改正後の練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例別表に規定する廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

別表 廃棄物処理手数料および動物死体処理手数料（第42条、第45条関係） 省略
附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。